

原子力損害賠償請求に係る和解あっせんの申立てについて

令和5年5月31日
環 境 部

1 趣旨

東京電力福島第一原子力発電所事故の放射性物質による影響対策に要した費用の損害賠償（平成30年度～令和2年度分）請求を東京電力ホールディングス株式会社に求めたが、相手方は支払いに応じなかったことから、原子力損害賠償紛争解決センターに和解あっせんの申立てを行うものである。

なお、今回のあっせん申立てが4回目となり、過去3回の和解が成立している。（裏面 表－2 原発ADR和解状況総括表参照）

2 申立て先

原子力損害賠償紛争解決センター（以下「原発ADR」という。）
（東京都港区西新橋一丁目5番13号）

3 相手方

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）
（東京都千代田区内幸町一丁目1番3号）

4 損害賠償に係るあっせん申立額

1,443,104円（平成30年度から令和2年度までの請求分における未賠償額）

5 損害賠償額の内訳

平成30年度から令和2年度までの損害賠償請求額、東京電力支払額、未賠償額は下記のとおりである。リサイクルセンター・玉山廃棄物処分場の処理前の原水・汚泥の測定経費、及び上下水道局における浄水場で発生する汚泥の放射性物質含有量測定経費が未賠償となっている。

なお、測定機器であるサーベイメータの校正手数料等が一部支払われている。

表－1 東電損害賠償請求総括表（H30～R2年度分）

	請求額（円）	東京電力支払額（円）	未賠償額（円）
平成30年度分	585,360	0	585,360
令和元年度分	728,676	180,252	548,424
令和2年度分	375,540	66,220	309,320
合計	1,689,576	246,472	1,443,104

6 今後のスケジュール

令和5年6月9日 市議会定例会に和解あっせん申立議案提出
7月 原発ADRへ和解あっせん申立

【裏面に続く】

【参考】

・ 原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）

東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けた方の原子力事業者に対する損害賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的として原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第 147号）に基づき設置された公的紛争解決機関である。

原発ADRは、被害者の申立てにより弁護士の仲介委員が原子力損害の賠償に係る紛争について和解の仲介手続を行い、当事者間の合意形成を後押しすることで解決を目指すものである。

表－2 原発ADR和解状況総括表

単位：（千円）

	請求額 A	受領済額 B	原発ADR申立・和解状況			備考
			申立額 C	和解額 D	和解額の 割合 D/C	
平成23・24年度分 (第1次～4次)	96,603	※37,095	93,817	34,310	36.6%	和解成立
平成25・26年度分 (第5次～7次)	47,085	24,900	47,085	24,900	52.9%	和解成立
平成27～29年度分 (第8次～10次)	21,196	13,094	21,196	13,094	61.8%	和解成立
平成23～29年度計	164,884	75,089				

※ 受領済額は、平成26年10月7日に東京電力が自主的に支払った賠償金 2,785,433円を含む。